

監査委員公表第5号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年7月30日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 柳 田 遊

- 1 監査の種類
財政援助団体等の監査（公の施設の指定管理）
- 2 監査の実施期間
令和7年6月10日から令和7年6月25日まで
- 3 監査の対象機関
シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）及びパンプトラックさむかわ指定
管理者：シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体
所管課：町民部 スポーツ課
- 4 監査の対象
令和6年度シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）及びパンプトラックさむかわの管理に係る出納その他の事務並びに町民部スポーツ課の指定管理に係る出納その他の事務
- 5 監査の着眼点及び実施内容
監査の実施にあたっては、シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体及び町民部スポーツ課より、監査説明書及び関係書類等の提出を求め、施設が関係法令等に沿って適切に管理されているか、協定書等に基づく義務が履行されているか、施設管理に係る出納その他の事務が目的に沿って適切に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 6 監査の結果
施設の管理や経理事務等については、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、軽微な留意事項については口頭で指導した。

7 監査の結果に対する意見

(1) 指定管理者に対する意見

・指定管理業務について

令和6年度の体育館利用者数は、前年度比199%と大幅に増加した。利用者アンケートでは、職員の対応、施設の清潔さ、自主事業（教室）の内容など多くの項目で「満足」との回答が多数を占め、特に教室の講師への満足度は高く、質の高いサービスが提供されていることなどが把握できた。

今後も、利用者のニーズに合った多様な自主事業の展開、質の高い運営に努めていきたい。

・「パンプトラックさむかわ」について

「パンプトラックさむかわ」の令和6年度の利用者数は、現在の指定管理期間の最初年である令和3年度と比較すると約60%、また、令和6年度の町内利用率は10%を切っている。

こうした状況を改善し、当該施設の設置目的を可能な限り達成できるよう町との連携強化を図り、町内利用者や交流人口の増加に向け取り組んでいきたい。

(2) 所管課に対する意見

・監督・指導体制について

予備監査時点で、平成30年度に締結された施設維持管理業務委託契約が契約金額などの契約内容が変更されていたにもかかわらず、自動更新されていたことや、音響設備保守点検委託契約書において契約日の記載がなかったことなど、基本的な契約事務が疎かになっていた。

所管課は、指定管理者が事務を適切に執行できるよう指導・助言をされたい。

・モニタリング、指定管理業務総括評価について

予備監査時点で、指定管理業務の収支を確認できる伝票、帳票類が整理されておらず、監査不能な状態であったにもかかわらず、モニタリング項目「収支に関する書類を整理し、適切な経理事務を行っている」が「良好」と判定されていた。

また、令和6年12月23日に実施された消防設備点検の結果報告書が、予備監査時点で消防署へ未提出であり、報告書には不良個所の記載もあった。こうした事実を把握せず、モニタリング項目「仕様書等に従い、施設の防火管理を適切に行っている」が「良好」と判定されていた。

このようにモニタリング等が形式的なものとなり、適切に実施されていない状況が続くと、様々なリスクの予兆を見逃す可能性もあるため、今後はモニタリング等の重要性を認識し、チェック体制の見直しとともに指定管理者への適切な指導・助言をされたい。